

令和8年4月22日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	中原賢智	2番	山口真哉
3番	樋渡力	4番	川口真砂雄
5番	福田克義	6番	古賀珠理
7番	山崎健	8番	毛利清彦
9番	中山稔	10番	吉原新司
11番	豊村貴司	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	朝長勇
16番	上田雄一	18番	山口昌宏
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	佐々木征夫
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	川久保和幸

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	山	崎	正	和
副	市	長	庭	木		淳
教	育	長	松	尾	文	雄
総	務	部	後	藤	英	明
総	務	課	吉	野	修	一

---

議 事 日 程

第 1 号

4月22日（水）10時開議

日程第1 選挙第1号 議長の選挙

---

議 事 日 程

第 1 - 2 号

日程第2 議席の指定

日程第3 会期の決定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 選挙第2号 副議長の選挙

日程第6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第7 市長の提案事項に関する説明

---

開 会 10時

○佐々木議会事務局長

皆様おはようございます。今回の臨時会は一般選挙後最初の議会でございます。

議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

したがいまして、出席議員の中で山口昌宏議員が年長の議員でございますので、御紹介を申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（山口昌宏君）

ただいま紹介をされました山口でございます。

それでは、ただいまから令和8年4月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第1 選挙第1号

日程第1. 選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

この際、申し添えておきますが、投票中、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

#### ○佐々木議会事務局長

それでは、順次、仮議席順にお呼びしますので、投票をお願いいたします。

樋渡議員、福田議員、山口真哉議員、山崎議員、川口議員、毛利議員、中原議員、江原議員、古賀議員、石橋議員、朝長議員、中山議員、吉川議員、池田議員、杉原議員、吉原議員、上田議員、豊村議員、松尾議員、最後に山口昌宏議員です。

〔投票〕

#### ○臨時議長（山口昌宏君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

それでは、開票を行います。

武雄市議会会議規則第31条第2項の規定に基づき、立会人の指名を行います。

仮議席1番樋渡議員、4番山崎議員、7番中原議員を指名いたします。よって、3名の立会いをお願いいたします。

それでは、ただいまより開票を行います。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を報告いたします。投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合をしております。そのうち、

有効投票 20 票

無効投票 0 票

有効投票中、

吉川議員 12 票

石橋議員 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、吉川里己議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました吉川里己議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

吉川里己議員の議長就任承諾の旨の御挨拶をお願いします。

**○議長（吉川里己君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。

議員の皆様方の御推挙によりまして、議長という重責を担わせていただくことになりました。感謝を申し上げます。

住民の皆さんの負託に応えるため、当武雄市議会がこれからも開かれた議会となるように一層努力をしていきたいというふうに思っています。

そしてまた、議会の役割でもありますチェック機能、そして、もう一つは、政策提案機能といったものを議員の皆様方とともに十分に発揮をしていって、武雄市の発展、そして、また、福祉の向上に全員一丸となって努めてまいりましょう。

これからも議員の皆様には御理解と御協力をさらに賜りますようお願いを申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

**○臨時議長（山口昌宏君）**

どうもありがとうございました。

これをもちまして、臨時議長の職務を終了いたしました。議員各位の御協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

新議長と交代のため暫時休憩をいたします。

休	憩	10時13分
再	開	10時14分

**○議長（吉川里己君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に基づき、議事を進めます。

**日程第2 議席の指定**

日程第2. 議席の指定を行います。

協議のため暫時休憩いたします。

休	憩	10時14分
再	開	10時33分

**○議長（吉川里己君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議員諸氏の議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

#### ○佐々木議会事務局長

それでは、議席番号順に朗読をいたします。

1 番	中 原 賢 智 議 員	2 番	山 口 真 哉 議 員
3 番	樋 渡 力 議 員	4 番	川 口 真 砂 雄 議 員
5 番	福 田 克 義 議 員	6 番	古 賀 珠 理 議 員
7 番	山 崎 健 議 員	8 番	毛 利 清 彦 議 員
9 番	中 山 稔 議 員	10 番	吉 原 新 司 議 員
11 番	豊 村 貴 司 議 員	12 番	池 田 大 生 議 員
13 番	石 橋 敏 伸 議 員	14 番	吉 川 里 己 議 員
15 番	朝 長 勇 議 員	16 番	上 田 雄 一 議 員
17 番	松 尾 初 秋 議 員	18 番	山 口 昌 宏 議 員
19 番	杉 原 豊 喜 議 員	20 番	江 原 一 雄 議 員

以上でございます。

#### ○議長（吉川里己君）

ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休	憩	10時34分
再	開	10時36分

#### ○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第3 会期の決定

日程第3．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日22日から27日までの6日間としたいと思  
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日22日から27日までの6日間と決定をいた  
しました。

#### 日程第4 会議録署名議員の指名

日程第4．会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に1番中原議員、4番川口議  
員、7番山崎議員の以上3名を指名いたします。

## 日程第5 選挙第2号

日程第5. 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、20名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

この際、申し添えますが、白票は無効とみなします。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であり、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

### ○佐々木議会事務局長

それでは、投票のほうをお願いいたします。議席番号順にお呼びいたしますので、その順序でお願いします。

1番中原議員、2番山口真哉議員、3番樋渡議員、4番川口議員、5番福田議員、6番古賀議員、7番山崎議員、8番毛利議員、9番中山議員、10番吉原議員、11番豊村議員、12番池田議員、13番石橋議員、15番朝長議員、16番上田議員、17番松尾議員、18番山口昌宏議員、19番杉原議員、20番江原議員、最後に吉川議長お願いします。

〔投票〕

### ○議長（吉川里己君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

武雄市議会会議規則第31条の第2項の規定に基づき、立会人の指名を行います。

2番山口真哉議員、5番福田議員、8番毛利議員の以上3名を指名いたします。3名の立会いをお願いいたします。

ただいまより開票を行います。

〔開 票〕

それでは、選挙の結果を御報告いたします。投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合をしております。そのうち、

有効投票 20 票

無効投票 0 票

有効投票中、

松尾議員 10 票

上田議員 7 票

石橋議員 3 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、松尾議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました松尾議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条の第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

松尾議員、副議長就任承諾の旨の御挨拶をお願いいたします。

#### ○副議長（松尾初秋君）〔登壇〕

皆さんこんにちは。ただいま副議長に選ばれました松尾でございます。議長を支えてしっかり頑張っていきたいと思っております。また、併せて議会の融和を図っていきたいと思っております。

終わります。

#### ○議長（吉川里己君）

どうもありがとうございました。

#### 日程第6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第6. 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条の第1項の規定により、議長が指名することとなっております。

まず、総務常任委員会委員に4番川口議員、5番福田議員、7番山崎議員、12番池田議員、14番不肖吉川、16番上田議員、20番江原議員、以上7名。

次に、福祉文教常任委員会委員に3番樋渡議員、6番古賀議員、9番中山議員、11番豊村議員、15番朝長議員、18番山口昌宏議員、以上6名。

産業建設常任委員会委員に1番中原議員、2番山口真哉議員、8番毛利議員、10番吉原議員、13番石橋議員、17番松尾議員、19番杉原議員、以上7名。

議会運営委員会委員に 1 番中原議員、6 番古賀議員、11 番豊村議員、13 番石橋議員、15 番朝長議員、16 番上田議員、19 番杉原議員、以上 7 名でございます。

以上のとおり、それぞれ指名をいたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休	憩	10時49分
再	開	11時19分

#### ○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会委員長及び議会運営委員長から正副委員長互選の結果の報告がありましたので、御報告をさせていただきます。

総務常任委員会委員長に 12 番池田議員、同副委員長に 7 番山崎議員。

福祉文教常任委員会委員長に 15 番朝長議員、同副委員長に 6 番古賀議員。

産業建設常任委員会委員長に 10 番吉原議員、同副委員長に 8 番毛利議員。

議会運営委員会委員長に 19 番杉原議員、同副委員長に 11 番豊村議員。

以上のとおりでございます。

ここで、執行部入場のため暫時休憩いたします。

休	憩	11時20分
再	開	11時21分

#### ○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から提出されました第 33 号議案から第 35 号議案までの 3 議案を一括上程いたします。

#### 日程第 7 市長の提案事項に関する説明

日程第 7. 市長の提案事項に関する説明を求めます。小松市長

#### ○小松市長〔登壇〕

令和 8 年 4 月武雄市議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様、このたびの市議会議員選挙における御当選、誠にありがとうございます。市民の代表として、今後 4 年間の市政運営に御協力賜りますようお願い申し上げます。

本市は、本年 3 月 1 日をもちまして、市制施行 20 周年の大きな節目を迎えております。このまちを築いてきた先人の努力と想いに感謝するとともに、今を生きる私たちがその歩みを未来へしっかりとつなげ、新しい一歩を踏み出す機会として、今年度は 20 周年事業に取り組んでまいります。

また、出水期が近くなってきます。大雨による被害を二度と起こさないため、最重要施策に掲げております治水対策をさらに進めてまいります。

引き続き市民福祉の向上のため全力で取り組んでまいりますので、今後とも議員の皆様方

の御支援、御協力を切にお願い申し上げます。

さて、今回提案しております議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、承認議案2件につきましては、さきの議会以降、緊急に決定を要した「武雄市税条例の一部を改正する条例」及び「武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について3月31日付で専決処分を行いましたので、これらについて承認を求める議案をお願いいたしております。

次に、事件議案1件につきましては、「学習系端末更新に係る物品購入契約の締結」について取得財産の金額が2,000万円以上となることから、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、議案審議の際に御説明させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（吉川里己君）**

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 11時23分